

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	税収納及び滞納整理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、税収納及び滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県光市長

公表日

平成29年9月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	税収納及び滞納整理に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法、その他の地方税に関する法律、これらに基づく条例に基づき、適正な徴収事務を行い、また、徴収に必要な情報を正確に把握し、法令に基づき適正な滞納整理事務を執行する。</p> <p>①市税の収納情報を管理する。</p> <p>②収納した市税に過誤納金がある場合、還付もしくは充当を行う。また、還付・充当処理に必要な情報を調査する。</p> <p>③納期限を過ぎても完納されない場合、督促状等を送付する。</p> <p>④督促後も完納されない場合は、滞納処分を執行する。</p> <p>⑤滞納者の滞納処分に必要な情報を取得するため、他機関に実態調査を行う。また、他機関からの実態調査に回答する。</p> <p>⑥市税の口座振替に関する申込、変更、取消情報を管理する。また、自主納税を推進するため、口座振替の推進を行う。</p> <p>⑦不納欠損に係る処理</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税システム ・個人住民税システム ・固定資産税システム ・国民健康保険税システム ・収納消込システム ・滞納整理システム ・宛名システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
収納消込情報ファイル 滞納整理情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の16の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項(27の項)</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報提供の根拠)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条(情報照会の根拠)第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	収納対策課
②所属長	収納対策課長 藤本 忠志

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部収納対策課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1447

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

